

# 改正育児・介護休業法等説明会のご案内

改正・育児介護休業法が令和4年4月1日から順次施行され、10月からは『産後パパ育休』もスタートします。また、令和4年7月8日女性活躍推進法の省令・告示が改正され、常用労働者301人以上の大企業は男女の賃金の差異について情報公表をすることが義務化されました。

本説明会では、改正育児・介護休業法の説明の他、育児休業給付制度の内容や、女性活躍推進法の制度改正内容について説明をします。是非ご参加ください。

## オンライン（ZOOM）形式（受付サイトより申込）

開催日時	定員	申込期限
令和4年9月6日（火） 13:30～15:15（接続開始 13:00～）	300人	8月30日（火）
令和4年9月9日（金） 13:30～15:15（接続開始 13:00～）	300人	9月2日（金）

※参加は申込順となります。定員に達した場合、参加をお断りする場合がございますので、ご了承ください。

### 内容

- 改正育児・介護休業法について  
～令和4年10月からの改正内容を中心に～
- 育児休業給付制度について
- 女性活躍推進法の制度改正について
- 群馬働き方改革推進支援センターからのお知らせ

## 説明会申込～参加までの流れ

①参加希望の方は、下記登録用URLにアクセスいただき、会社名、お名前、メールアドレス等を事前にご登録ください。

URL : <https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp>

労働局・労働基準監督署説明会受付サイト



②受付完了メールにて、URL、ID、パスワードを通知しますのでご確認ください。 申込先QRコード

③当日、接続開始時間になりましたら、受付完了メールに記載されているURLにアクセスいただき、ご参加ください。

【問合せ先】 群馬労働局雇用環境・均等室 ☎027(896)4739  
〒371-8567 前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎8階